

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

郵便番号 : 350-
住所 : 埼玉県狭山市
住所(ふりがな) : さいたまけんさやまし
氏名
氏名(ふりがな) :
電話番号 :
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

-----意見-----

今回の制度見直しにより、免許不要局に対して電波利用料徴収が実施された場合、
下記の問題が発生すると考えています。

- ・無線LANやETCの機器の値段が上がり、事業者/利用者のコスト負担が増し、
結果として、サービスの発展や普及が遅れる。
- ・併せてネット家電等の普及が鈍り、ユビキタス社会の実現が遅れる。
- ・既存保有電波機器、輸入電波機器、個人で作った無線機器への課金
が正当にできず、利用者負担に不公平が生じる。

以上のことから、免許不要局に対しての利用料徴収は、
従来の通り非徴収とすべきであると考えています。

以上.